

税制改正大綱 ～定額減税への対応～

現在、税制改正の法案が国会へ提出され、審議中です。今回はその中でも特に皆様に関係ある「定額減税」について、前々回に引き続き、より具体的にご説明していきます。

制度概要

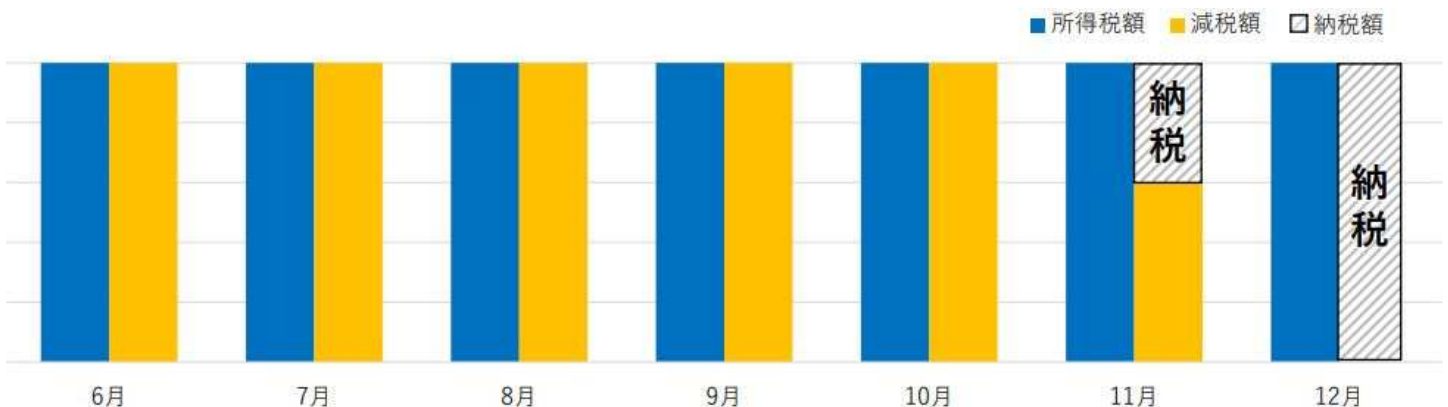
対象者	① 給与所得者や個人事業者 ② 給与所得者については扶養控除等申告書を提出した社員 ③ 令和6年の合計所得1,805万円以下
減税額	① 所得税…本人3万円 同一生計配偶者又は扶養親族1人につき3万円 ② 住民税…本人1万円 同一生計配偶者又は扶養親族1人につき1万円



※合計所得金額が48万円以下の源泉控除対象配偶者以外の配偶者について、原則、令和6年分の年末調整時に新たに「年末調整に係る申告書」を社員が提出することで把握することとなる見込みです。

ただし、令和6年6月の最初の支給までに「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」が提出された場合は、給与・賞与からも控除して良いこととされる見込みです。

減税方法（所得税源泉徴収）

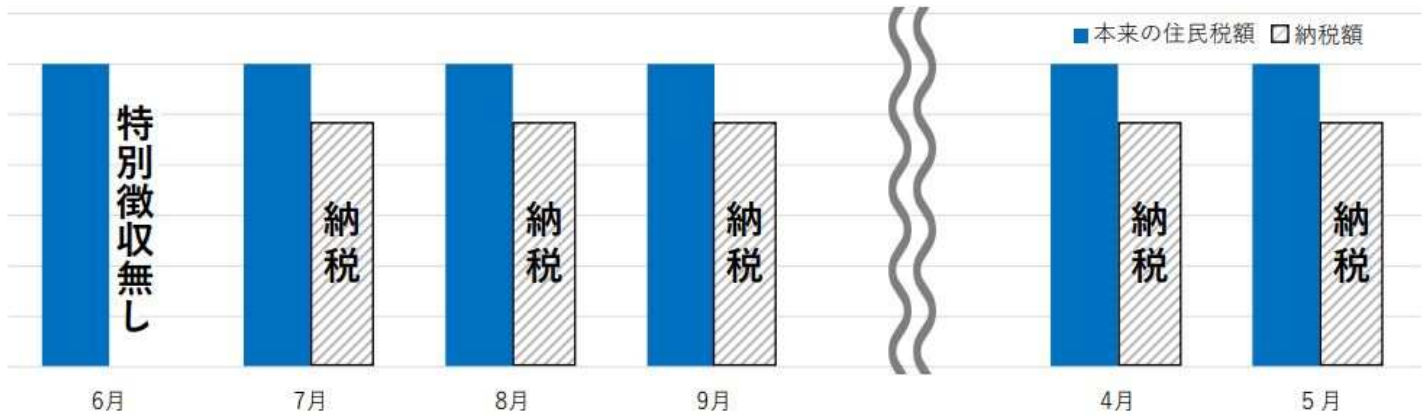


源泉税額の累計が減税額に到達するまで減税

- (1) 6月以降支給される給与・賞与の源泉徴収税額から控除されます。
- (2) 減税額 [(本人+扶養親族)×3万円] を控除しきるまで控除が続きます。

- (3) 控除した額を給与(賞与)支払明細書に記載する必要があります。
- (4) 11月までに控除しきれない場合は、年末調整で控除されます。
- (5) それでも控除できない場合には給付になると見込まれます。

減税方法（住民税特別徴収）



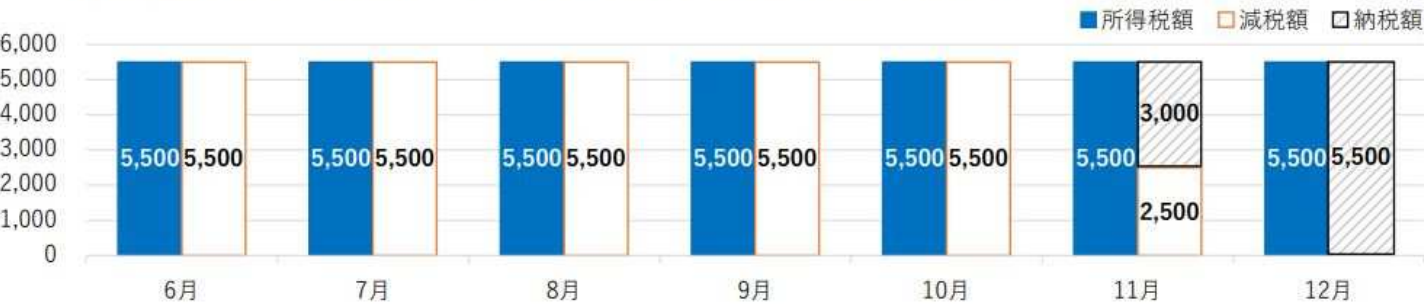
減税後の金額を7月から5月まで納税

- (1) 減税対象の社員については、6月の住民税は特別徴収されません。
(減税対象外の社員については、従前どおり6月から特別徴収されます)。
- (2) 年間の住民税の額から減税額〔(本人+扶養親族)×1万円〕を差し引いた額を11か月で割った金額が通知されます。7月～翌年5月まで、減税額が差し引かれた額で特別徴収します。

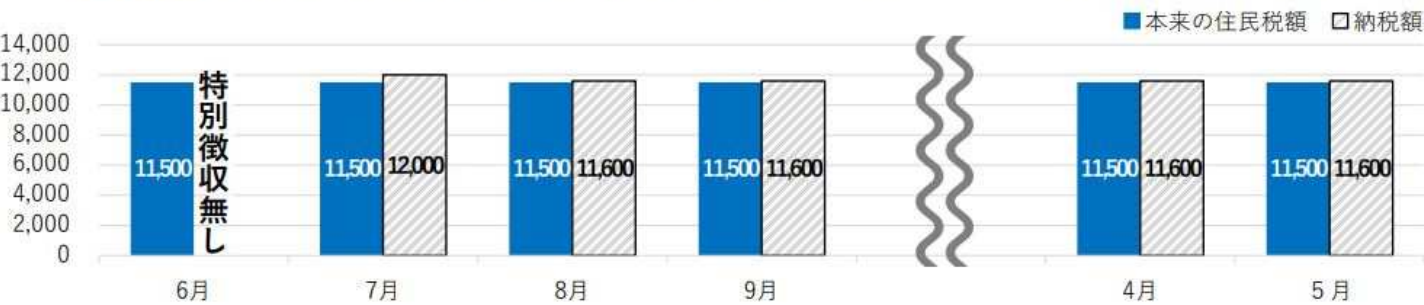
減税方法（ケーススタディ）

(例) 扶養なしの従業員で所得税 5,500円/月 住民税 11,500円/月 だった場合

所得税：毎月の源泉税額の累計が3万円に到達するまで減税



住民税：減税後の金額を7月から5月まで納税 (11,500×12-10,000)/11=11,600円※



※100円未満を切り捨てた金額を8～5月まで徴収し、切り捨てられた端数は最初の7月分に上乗せして徴収。

今後のスケジュール

		法人	個人事業者
令和6年	1月		
	2月		
	3月		
	4月	●源泉徴収に係る申告書を回収	
	5月	↓	
	6月	●所得税から控除開始	住民税決定通知書 ●
	7月	住民税(特別徴収)から控除 ●	●予定納税額減額申請(7月末)
	8月		住民税決定通知書 ●
	9月		●第1期予定納税期限延長(減税後)
	10月		住民税決定通知書 ●
	11月	●年末調整に係る申告書を回収	●第2期予定納税期限(控除未済額減税後)
	12月	●年末調整：控除未済額を調整	
令和7年	1月		住民税決定通知書 ●
	2月		●原則：確定申告時に減税
	3月		
	4月		
	5月		

Q & A

Q1 令和6年6月以降に、子供が生まれた場合はどうなりますか？

A1 減税額は変更せずに順次控除を行い、年末調整で精算します。



Q2 令和6年1月1日以後に扶養親族が亡くなった場合はどうなりますか？

A2 亡くなられた日が令和6年6月1日以前・以後どちらの場合でも、亡くなられた日の時点で扶養親族であると判断されれば、定額減税の対象となります。

Q3 令和6年6月2日以後に入社しました。減税は受けられますか？

A3 給与等支払時の減税は行わず、年末調整時に精算します。

Q4 今年定年を迎えます。退職金の取り扱いはどうなりますか？

A4 退職金は減税対象の要件となる合計所得金額に含まれますが、所得税の定額減税の対象とするには確定申告が必要です。住民税の定額減税の控除対象とはなりません。

Q5 年末調整で住宅ローン控除を受けますが、定額減税額への影響はありますか？

A5 年末調整をする場合、住宅ローン控除後の所得金額を限度に、定額減税分を控除します。控除しきれなかった分は給付措置が行われる見込みです。



今回の件について不明点などございましたら、弊所担当者までお尋ねください。

No114 令和6年3月8日発行 【担当】山根 和彦



税理士法人 昂

【熊本オフィス】
〒860-0844 熊本市中央区水道町8-6-8階
TEL:096-342-6307 FAX:096-342-6308

【筑紫野オフィス】
〒818-0023 福岡県筑紫野市若江140番地4-2階
TEL:092-555-9205 FAX:092-555-9206